

中高層集合住宅における貸付メーター及び 水道料金等各戸徴収の取扱いに関する要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、京都市水道事業条例（以下「条例」という。）第9条第2項の規定による共同住宅における水道メーターの貸与に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第1条の2 この要綱において使用する用語は、次項に定めるもののほか、条例において使用する用語の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) この要綱において「中高層集合住宅」とは、京都市、京都府、京都市住宅供給公社、京都府住宅供給公社又は独立行政法人都市再生機構が建築する集合住宅若しくは管理者が別に定める集合住宅をいう。
- (2) この要綱において「料金等」とは、水道料金及び下水道使用料をいう。
- (3) この要綱において「指導要領」とは、貯水槽水道等給水設備指導要領をいう。
- (4) この要綱において「施行要領」とは、直結式給水施行要領をいう。
- (5) この要綱において「管理者」とは、京都市公営企業管理者上下水道局長をいう。
- (6) この要綱において「給水設備等」とは、受水槽式の場合には、受水槽以下の各戸に給水するための設備をいい、直結式及び直結増圧式の場合には、管理者が設置した水道メーター下流の各戸に給水するための設備をいう。
- (7) この要綱において「使用者」とは、条例第9条第2項の規定により水道メーターの貸与を受けた使用者をいう。

(適用条件)

第2条 中高層集合住宅で、かつ給水設備等の構造、材質及び維持管理方法等が、次の各号のいずれかに適合しているものに対し、水道メーターを貸付けるものとする。

- (1) 指導要領に適合しているもの
- (2) 施行要領に適合しているもの
- (3) 管理者が必要と認める条件に適合しているもの

(申請手続)

第3条 条例第9条第2項に基づき水道メーターの貸与を受け、使用者ごとに検針及び料金等の徴収の取扱いを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、水道メーター貸与を受けようとする日のおおむね6箇月前までに「中高層集合住宅の各戸徴収等予定申請書」（以下「申請書」という。別記様式第1号）を提出し、管理者の承認を受けなければならない。

- 2 管理者は、前項の承認をするに際し必要な事項を調査し、指示することができる。
- 3 申請者は、水道メーター貸与を受けようとする日の3箇月前までに、次の書類を

提出しなければならない。

(1) 中高層集合住宅の各戸検針・各戸徴収申請書（別記様式第2号）

(2) 物品借受申請書（別記様式第3号）

- 4 申請者は、集合住宅の各戸検針及び料金等の各戸徴収の適用を解除する場合、貸与を受けた水道メーター（以下「貸付メーター」という。）を返納し、次の書類を提出しなければならない。ただし、貸付メーターの返納を拒んだとき、管理者は、水道法第15条に定める給水を停止することができる。

なお、管理者が認めた場合は第6条第3項の例による。

(1) 中高層集合住宅の各戸検針・各戸徴収解除申請書（別記様式第4号）

(2) 物品返納届出書（別記様式第5号）

(3) 物品返納承諾書（別記様式第6号）

（連絡責任者）

第4条 上下水道局と申請者の連絡責任者は、第3条第1項に基づく承認を受けた集合住宅に貸付メーターを取り付ける京都市指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）をもって充てる。

（メーター貸付料）

第5条 貸付メーターは有料とし、申請者は、管理者が指定する日までに貸付料を納入しなければならない。

2 前項の貸付料は、管理者が別に定める。

3 既納の貸付料は、還付しない。

（貸付メーターの取付け及び保管業務）

第6条 貸付メーター設置箇所は指導要領又は施行要領によることとし、管理者が指定する日に、指定工事事業者が取付けることとする。

2 申請者は、貸付メーター取付け完了後、速やかに「取付報告書」（別記様式第7号）「貸付メーター設置書」（別記様式第8号）を提出しなければならない。

3 第9条に規定する給水設備等の管理責任者及び使用者は、申請者が借り受けたメーターを善良な管理者の注意をもって保管し、亡失又はき損したときは速やかに管理者に届け出るとともに、別に定める額の賠償金を納入しなければならない。

（料金等の納入）

第7条 料金等の納入は、原則として口座振替制又は地方自治法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者による納付制（クレジットカード払い）とし、「中高層集合住宅の水道料金等各戸徴収の取扱いに関する確認書」（別記様式9号）を提出しなければならない。

（管理責任者の設置）

第8条 申請者は、管理責任者を選任し、併せて、「貸付メーター管理責任者選任届出書」（別記様式10号）を管理者に提出し、次の各号に掲げる事務を行わせなければならない。

(1) 散水栓、非常用水栓等、使用者が専用しない給水設備等の管理及び当該料金等の納入に関すること。

- (2) 使用開始又は使用廃止の事務取次ぎに関すること。
 - (3) 使用者に料金等の未払いがある場合、管理者の行う徴収事務に協力すること。
- (届出義務)

第9条 申請者若しくは管理責任者は、次の各号の事項に異動又は変更を生じたときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

- (1) 給水設備等以下の施設状態及び所有権
- (2) 使用者
- (3) 管理責任者

(周知義務)

第10条 申請者及び管理責任者は、使用者にこの取扱要綱及び申請書の内容を周知徹底し、問題が生じたときは責任をもって解決に努めなければならない。

(給水に関する権利、義務)

第11条 使用者の給水に関する権利、義務は、この要綱に定めるもののほか水道法、条例、同条例施行規程、その他関係法令の定めるところによる。

(保証人)

第12条 行政財産を使用させるときは、保証人を立てさせるものとする。ただし、管理者がその必要がないと認めるとき、または確実な担保を徴したときは、この限りでない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

(廃 止)

- 2 中高層集合住宅の流末装置(受水槽以下の装置)の貸付メーターの取扱い要綱(昭和49年7月20日管理者決裁)は廃止する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成11年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 従前の様式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱の施行前の適用を受けたものについては、従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年8月1日から実施する。

(適用区分)

2 この要綱の実施前の適用を受けたものについては、従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年3月29日から実施する。

(適用区分)

2 この要綱の実施前の適用を受けたものについては、従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

(適用区分)

2 この要綱の実施前の適用を受けたものについては、従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年1月4日から施行する。

(経過措置)

2 従前の届出に係る様式は、管理者が認めるものに限り、当分の間これを使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 従前の届出に係る様式は、管理者が認めるものに限り、当分の間これを使用することができる。

中高層集合住宅の各戸徴収等予定申請書

年 月 日

(あて先) 京都市公営企業管理者
上下水道局長

申請者 住 所
氏 名 印
電話番号
担当者

「中高層集合住宅における貸付メーター及び水道料金等各戸徴収の取扱いに関する要綱」第3条第1項の規定に基づき、下記住宅の各戸検針及び各戸徴収を申請します。

記

1 申請住宅の名称及び所在地

2 建築概要

階建	棟	戸
階建	棟	戸

3 水道メーター

各戸のメーター	口径	mm	個
散水栓のメーター	口径	mm	個
非常用散水栓のメーター	口径	mm	個

4 着工年月日	年	月	日
しゅん工年月日	年	月	日

上記について、変更があればそのつど連絡します。

中高層集合住宅の各戸検針・各戸徴収申請書

年 月 日

(あて先) 京都市公営企業管理者
上下水道局長

申請者 住 所
氏 名 印

「中高層集合住宅における貸付メーター及び水道料金等各戸徴収の取扱いに関する要綱」第3条第3項の規定に基づき、下記住宅の各戸検針及び各戸徴収を申請します。

記

1 申請住宅

住宅の名称

住宅の所在地

管理責任者 住 所
氏 名

印

2 建築概要

階建	棟	戸
階建	棟	戸

3 水道メーター

各戸のメーター	口径	mm	個
散水栓のメーター	口径	mm	個
非常用散水栓のメーター	口径	mm	個

4 入居予定年月日

年 月 日

物 品 借 受 申 請 書

年 月 日

(あて先) 京都市公営企業管理者
上 下 水 道 局 長

申請者 住 所
氏 名 印
(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

保証人 住 所
氏 名 印
(法人にあっては、名称及び代表者氏名。記名押印又は署名)

「中高層集合住宅における貸付メーター及び水道料金等各戸徴収の取扱いに関する要綱」第3条第3項の規定に基づき、下記のとおり、市有物品の借受けを申請します。

記

品 名	水道メーター				
形 状 及 び 数 量	1 3 mm	2 0 mm	2 5 mm	4 0 mm	
	個	個	個	個	
借 受 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで				
設 置 場 所 住 宅 名					
工 事 業 者					
関 係 書 類					

中高層集合住宅の各戸検針・各戸徴収解除申請書

年 月 日

(あて先) 京都市公営企業管理者
上 下 水 道 局 長

申請者 住 所
氏 名 印

「中高層集合住宅における貸付メーター及び水道料金等各戸徴収の取扱いに関する要綱」第3条第4項の規定に基づき、下記住宅における各戸検針及び各戸徴収の適用の解除を申請します。
また、適用解除後、新たな申請者として下記のとおり届出します。

記

1 申 請 住 宅

住 宅 の 名 称

住 宅 の 所 在 地

管 理 責 任 者

住 所

氏 名

印

2 建 築 概 要

階建

棟

戸

3 貸付メーター

各 戸 の メ ー タ ー

口径

mm

個

散 水 栓 の メ ー タ ー

口径

mm

個

非 常 用 散 水 栓 の メ ー タ ー

口径

mm

個

4 新申請者

住 所

氏 名

電話番号

印

物 品 返 納 届 出 書

年 月 日

(あて先) 京都市公営企業管理者
上 下 水 道 局 長

申請者 住 所
氏 名 印
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

保証人 住 所
氏 名 印
(法人にあつては、名称及び代表者氏名。記名押印又は署名)

「中高層集合住宅における貸付メーター及び水道料金等各戸徴収の取扱いに関する要綱」第3条第4項の規定に基づき、下記のとおり、市有物品を返納いたします。

記

品 名	水道メーター				
	形 状 及 び 数 量	1 3 mm 個	2 0 mm 個	2 5 mm 個	4 0 mm 個
返納年月日	年 月 日				
設 置 場 所 住 宅 名					
工 事 業 者					
関 係 書 類	返 納 承 諾 書				

物 品 返 納 承 諾 書

年 月 日

(あて先) 京都市公営企業管理者
上 下 水 道 局 長

申請者 住 所
氏 名

印

「中高層集合住宅における貸付メーター及び水道料金等各戸徴収の取扱いに関する要綱」第3条第4項の規定に基づき、下記のとおり、市有物品返納に際し承諾します。

記

品 名	水道メーター				
形 状 及 び 数 量	1 3 mm	2 0 mm	2 5 mm	4 0 mm	
	個	個	個	個	
返納年月日	年 月 日				
設 置 場 所 住 宅 名					
氏 名					

別記様式第9号

中高層集合住宅の水道料金等各戸徴収の取扱いに関する確認書

年 月 日

(あて先) 京都市公営企業管理者
上下水道局長

申請者
住所
氏名 印

管理責任者
住所
氏名 印

中高層集合住宅における貸付メーター及び水道料金等各戸徴収の取扱いに関する要綱第7条の規定に基づき、料金等の納入は、原則として口座振替制又は地方自治法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者による納付制（クレジットカード払い）とすることを給水申込者に対して指導することを確認します。

記

申請住宅
住宅の名称
住宅の所在地

別記様式第10号

貸付メーター管理責任者選任届出書

年 月 日

(あて先) 京都市公営企業管理者
上下水道局長

申請者
住所
氏名

印

中高層集合住宅における貸付メーター及び水道料金等各戸徴収の取扱いに関する要綱第8条及び第9条の規定に基づき、選任の届出をします。

記

- 1 申請住宅
住宅の名称
住宅の所在地

- 2 管理責任者
住所
氏名

印

中高層集合住宅における貸付メーターの貸付料について

中高層集合住宅における貸付メーター及び水道料金等各戸徴収の取扱いに関する要綱第5条第2項及び民間の中高層集合住宅を対象とした各戸検針及び各戸徴収サービスに関する要綱第6条第2項に規定する貸付メーターの貸付料は、次のとおりとする。

1 貸付メーターの貸付料の額は、次の算定式に基づき算定する。

(算定式)

貸付料の額 = (貸付メーターの購入価額 + 事務費) × (1 + 消費税及び地方消費税の税率)

- (1) 貸付メーターの購入価額は、前年度（前年度において購入を行わなかった場合は、直近で購入を行った年度）の平均購入単価とし、消費税及び地方消費税相当額を含まない額とする。
- (2) 事務費は、購入価額の100分の50とする。
- (3) 消費税及び地方消費税の税率は、100分の10とする。
- (4) 貸付料の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 貸付メーターを貸し付けた日の属する年度の翌年度以降にわたって、メーターを貸し付ける場合、翌年度以降の貸付料については免除とする。

附 則

(実施期日)

この要綱は、昭和56年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

この要綱は、平成元年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

この要綱は、平成9年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(実施期日)

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

(実施期日)

この要綱は、令和2年2月1日から施行する。